



2024年2月13日

関係各位

確定内容：「トラマドール」の取り扱いについて

2024年2月6日付のJCF文書にて、トラマドールがUCIでは医事規則において競技会時における使用禁止となっていることをお伝えしました。

その後、再度、UCIに確認をしたところ、2023年12月31日をもって、UCI医事規則第3章6のトラマドールに関する条文は削除となり、トラマドールの取り扱いについては、世界アンチ・ドーピング規程（CODE）に統一する旨の回答がありました。

UCI医事規則の修正が遅れていたとの回答でしたが、2024年2月5日付で医事規則が修正されていることを確認致しました。

従いまして、トラマドールの取り扱いは2024年1月1日から世界アンチ・ドーピング規程（CODE）に基づき、「競技会時において禁止」となったことをお知らせします。競技会時の使用に際しては治療使用特例（TUE）が必要となりますので、ご注意ください。

禁止表国際基準におけるトラマドールの取り扱い変更

規則	世界アンチ・ドーピング規程	
対象年	2023年12月31日まで	2024年1月1日から
分類	監視プログラム	競技会（時）に禁止される物質（S7.麻薬）
TUE申請	不要	• 大会時に治療目的で使用する場合は、事前にTUE申請（大会30日前までが目安） • 大会以外で使用した場合は、ドーピング検査の対象となり、TUEの提出が求められた場合に申請 • 急遽、大会で使用した場合は、後から申請 • 但し、選手のレベルにより手続きが異なるので、要注意

ウォッシュアウト期間 = 24時間（体内から薬が消失するまでの時間、目安）